

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、26,561人(2023年3月末)であり、1985年の33,165人から一貫して減少が続き、高齢化率は35.71%となっている。

また、生産年齢人口についても減少を続けており、市人口全体の52.62%となっている。

本市の年齢3区分別人口の推移は、15歳未満の年少人口と15歳以上65歳未満の生産年齢人口は一貫して減少を続けており、2045年には年少人口2,198人、生産年齢人口9,452人になると推計されている。一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、2020年時点で9,764人となっている。

年齢3区分人口の構成比についてみると、1985年時点では年少人口19.2%、生産年齢人口64.5%、老年人口16.3%であったのに対して、2020年にはそれぞれ12.15%、50.06%、37.77%となっており、少子高齢化の進行がみられる。この傾向は今後も続くことが予想されるが、2025年頃から構成比の大きな変化はみられず、2045年にはそれぞれ11.4%、48.9%、39.7%になると推計されている。

本市には、九州縦貫道の若宮インターチェンジと宮田スマートインターチェンジが設置されていることから広域物流に適した交通条件を活かし、自動車産業を中心とした製造業が集積している。

また、市中央を貫流する犬鳴川と八木山川に流れ込む支流があり、その流域に農地が形成され、水稻及び野菜、果樹等の栽培が行われており、農産物販売や加工品等の産業が盛んである。

本市の産業別就業者をみると、第1次産業が5.6%、第2次産業が30.1%、第3次産業が64.3%となっている。男女別の産業別就業者数は、男性は製造業が最も多く、次いで建設業となっている。一方で女性は医療・福祉が最も多く、次いで卸売業・小売業となっている。本市で従業している就業者数をみると、宮若市民の就業者は減少傾向にあるのに対して、本市以外から本市に従業している就業者は1995年以降急激に増加している。

本市の中小企業・小規模事業者の現状は全体的に人材不足であり、後継者問題等を抱えている。とりわけ人手不足は深刻な状況であり、地場産業の育成・支援は本市の重要課題でもあることから、中小企業・小規模事業者に対し、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等の導入を促し、中小企業・小規模事業者の生産性を向上させ健全な発展及び振興を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

(2) 目標

市内事業所の大部分を占めている中小企業・小規模事業者の人手不足への対応を推進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備への更新や、新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業者等を支援し、市内の生産性を向上させることを目的に、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宮若市の産業構造を鑑みると、多種多様な産業が営まれている。これら全ての産業の生産性を向上させるために本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、山間部・平野部等、広範囲に多様な産業が立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、宮若市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種は、多様な業種によって構成され、地域経済をけん引するとともに雇用創出の場となっている町内の中小企業者を広く支援するために、全業種とする。

本計画において対象となる事業は、多様な取組を行っている中小企業者を支援するため、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和5年7月31日から令和7年7月30日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を計画認定としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。